

物価高騰支援給付金（均等割課税分）のご案内

- エネルギー・食料品価格等の物価高騰を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対して、物価高騰支援給付金 （1世帯あたり10万円） を支給します。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

敦賀市が確認書を受理した日から約2～3週間後が目安です。

給付金の支給手続き

- 確認書の内容を確認・記入のうえ、返信用封筒で**返信してください。**
 - 記入にあたり**必ず下記の内容を確認してください。**
- ・住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
 - ・世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
 - ・既に敦賀市や他自治体で同様の給付金を受けていないこと



返信期限

令和6年4月30日（火）必着

住民税非課税世帯等に対する物価高騰支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

敦賀市や国などの職員が、給付金に関して次の行為を行うことは、絶対にありません。

- ・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ・受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

不審な電話や郵便があった場合は、敦賀市や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡下さい。



お問い合わせ

敦賀市経済対策世帯給付金コールセンター



0770-22-1180

受付時間 平日8:30～17:15

※低所得子育て世帯に対する給付金（子ども1人当たり5万円）のお知らせは、後日対象世帯に送付いたします。